

浜松市公告第 453 号

浜松市の物品購入等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び浜松市契約規則（昭和 39 年浜松市規則第 31 号）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 5 年 4 月 6 日

浜松市長 鈴木 康友

## 記

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和 5 年度貴金属売払い（課名 市民生活課）
- (2) 数 量 別紙仕様書のとおり
- (3) 引渡場所 市民生活課 課内

### 2 入札担当課

〒430-8652 静岡県浜松市中区元城町 103 番地の 2  
浜松市市民部市民生活課（市庁舎本館 3 階）  
電話：053-457-2026 FAX:053-452-0291  
メールアドレス：simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp

### 3 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮しての本件入札に係る特記事項

一部の入札書類についての押印省略

本件入札では、入札参加資格確認申請書、入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求書について、契約印（※）の押印省略を認める。ただし、入札書、委任状及び契約書の契約印の押印省略は認めない。

※ 本市の入札参加資格審査申請において使用印鑑として届け出した印をいう。

### 4 入札参加資格

本件入札は、次に掲げる全ての要件を満たす者に限り参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号）の規定により、令和 5・6 年度の競争入札参加資格（物品購入）の認定を受けているものであること。
- (3) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を

除く。)でないこと。

- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

## 5 入札参加資格の確認申請

本件入札の参加希望者は、【物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）】を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認基準日は、確認申請書の受付最終日とする。

### (1) 提出方法

持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

※FAX又は電子メールで提出する場合は、2項に記載する担当課へ電話で到達確認を行うこと。

### (2) 受付期限

令和5年4月13日（木）午後5時15分まで（提出先に必着）

（持参の場合は、22項に記載する開庁時間内に持参すること。）

### (3) 提出先

入札担当課（2項に記載のとおり。）

### (4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

### (5) その他

入札参加資格確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①入札担当課で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。詳細は6項に記載のとおり。）を記載すること。なお、郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、84円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

## 6 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

### (1) 通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

ア 入札担当課で受け取り

イ 郵送 （※郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、84円切手を貼った返信用封筒を添付すること。）

ウ 電子メール （※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを入

札参加資格確認申請書に記載すること。)

(2) 確認結果の通知日

ア 入札担当課で受け取りの場合

令和5年4月17日(月)9時から令和5年4月19日(水)までの間に、入札担当課で受け取ること。(22項に記載する開庁時間内に限る。)

イ 郵送又は電子メールの場合

令和5年4月18日(火)までに発送又は発信する。

## 7 入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求めることができる。

(1) 要求方法

要求期限までに文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等(一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。)、FAX又は電子メールで提出すること。

※FAX又は電子メールで提出する場合は、2項に記載する担当課へ電話で到達確認を行うこと。

(2) 要求期限

令和5年4月19日(水)午後5時15分まで(提出先に必着)

(持参の場合は、22項に記載する開庁時間内に持参すること。)

(3) 提出先

入札担当課(2項に記載のとおり。)

(4) 様式

任意の様式を用いること。

(5) 要求への回答

理由説明要求に対する本市の回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

## 8 仕様書等の提供方法

本件入札に係る契約書案、仕様書等(以下「仕様書等」という。)は、次のとおり提供する。

(1) 提供方法

本市ホームページからダウンロード

(2) 提供期間

令和5年4月6日(木)から令和5年4月21日(金)まで

(配布又は貸し出しは、22項に記載する開庁時間内に限る。)

## 9 入札公告及び仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

質問書を持参、郵送等(一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限

る。)、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 質問期限

令和5年4月13日(木)午後5時15分まで(提出先に必着)

(持参の場合は、22項に記載する開庁時間内に持参すること。)

(3) 提出先

入札担当課(2項に記載のとおり。)

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年4月19日(水)から入札担当課において閲覧に供するとともに入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

## 10 本件入札に関する説明会

開催しない。

## 11 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和5年4月24日(月)午後1時30分

(2) 場所 浜松市役所本館3階32会議室(浜松市中区元城町103番地の2)

## 12 入札書の提出方法

提出方法

入札執行日時に入札場所へ持参

事前提出及び郵送等による提出はできない。

## 13 入札書、入札用封筒及び郵送用封筒等の記載事項等

別紙「入札(見積合せ)の注意事項」のとおり。

## 14 入札方法等

(1) 契約担当課が求めた場合には、第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した物品購入等内訳書を提出すること。

なお、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務生じるものではない。

(2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(3) 1回目の入札で落札者がいない場合には2回目の入札を実施する。

(4) 落札となるべき同価格の入札者が2人以上いる場合は、当該入札者にクジを引かせて落札者を定める。

(5) 本件入札は、本件入札公告に記載する事項のほか、「浜松市物品購入等の入札執行について(入札心得)」に基づき実施するので、入札参加者は入札心得を確認の上、入札に参加すること。

## 15 最低制限価格の設定

無し

## 16 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 本件入札に参加資格する資格を有しない者のした入札
- (2) 本件入札の入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 本件入札の入札参加資格があると確認され、その後入札執行時点までに4項に掲げる参加資格を失った者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 入札事項若しくは価格を表示しない又は不明確な入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 本件入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
- (10) 入札に際して不正の行為があったと認められる入札
- (11) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

### ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

### イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

※ 開札前に、人的関係のある複数の者が1者を除き入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効とはならない。

## 17 入札保証金

本件入札は、入札保証金を免除する。

## 18 契約書の作成

要

## 19 契約に関する特記事項

なし

## 20 期間の計算

本件公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

## 22 開庁時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

## 物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）

公告番号	第 453 号	公告年月日	令和 5 年 4 月 6 日
件 名	令和 5 年度貴金属売払い（課名 市民生活課）		
添 付 書 類	なし		
提 出 期 限	令和 5 年 4 月 13 日		

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市公告第 453 号の物品購入等一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名





## 入札（見積合せ）の注意事項

### 1 入札（見積）時に用意するもの

- ・ 入札（見積）書
- ・ 定型封筒
- ・ 筆記用具
- ・ 契約印（委任状により委任されている場合は不要）
- ・ 委任状（入札及び見積合せに関する権限を委任する場合は必須）
- ・ 代理人の印（委任状により委任されている場合は必須）

### 2 入札（見積）書

- ・ 入札（見積）書の記載内容は、通知書類の表記に基づき記載してください。
- ・ 入札（見積）書には、社名、代表（契約）者名、契約印（注1）が必要です。  
※注1：委任状により委任されている場合は、代理人の印（委任状に押印した代理人の印）
- ・ 入札の場合は入札書2枚及び見積書1枚、見積合せの場合は見積書を3枚用意してください。  
1枚は必要事項及び金額（**税抜金額**）を記載し、定型封筒に入れたものです。  
残り2枚は、必要事項が記載してあるものの金額が未記載のものです。（押印必要）  
[1回で落札者が決定しない場合に必要になります。]

### 3 委任状

- ・ 委任状は代表者でなく、代理人が入札（見積合せ）に参加する場合必要です。
- ・ 委任状は、社名、代表者名、契約印、代理人名及び代理人の印が必要です。
- ・ 代理人の印は認印で構いませんが、**シャチハタ（スタンプ）印は不可**です。
- ・ 委任状のある場合の入札（見積）書は、**代理人名の記載と代理人の印（委任状に押印した代理人の印）**が必要です。

### 4 定型封筒

- ・ A4サイズの紙を三つ折りして入る程度の大きさのものがが必要です。
- ・ 封筒表面に日付、入札（見積合せ）の件名、契約番号（分かる場合）を記載してください。
- ・ 封筒裏面のつなぎ目に契約印（代理人の場合は代理人の印（委任状に押印した代理人の印））を押印し、封かんしてください。

（表面）

（裏面）

(日付) 令和〇年〇月〇日
件名 ○ ○ ○ ○ ○
契約番号 20××××××××
物品購入等入札書在中

契約番号が分かる場合は記載

浜松市中区〇〇〇 △△△株式会社 代表取締役〇〇〇〇 (代理人 ××××)
--

### 5 その他

- ・ 入札（見積合せ）時に入札（見積）書が入った封筒と委任状を提出していただきます。
- ・ 入札関係書類は、**浜松市ホームページ → 産業・ビジネス → 発注情報（入札・契約） → 物品契約情報**に掲載しています。
- ・ 不明な点は、**市民生活課管理調整グループ** [TEL053-457-2026](tel:053-457-2026) までご連絡ください。

(案)

## 物品売払契約書（総価契約）

頭書

1	契約件名	令和5年度貴金属売払い契約		
2	売払金額	_____円		
3	売払物品			
	品名	規格	数量	単位
	金	99.99%	1,794.65	g
	銀	99.99%	5,804	g
	プラチナ	99.95%	19.62	g
	パラジウム	99.95%	1,853.23	g
4	引渡し日	売払金額の納入を確認後		
5	引渡場所	浜松市役所 市民生活課		
6	内容	仕様書のとおり		
7	契約保証金	浜松市契約規則第27条第1項第3号により免除		
8	売払代金の支払期限	仕様書に定める日		

売払人と買受人は、上記の売払物品について、上記の頭書及び裏面の条項により売買契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、当時者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和5年4月24日

売払人 所在地 浜松市中区元城町103番地の2  
名称 浜松市  
代表者 浜松市長 鈴木康友 印

買受人 住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者 印

## 条 項

### (総則)

- 第1条 売払人及び買受人は、この契約書に基づき、別紙の仕様書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 この契約書と仕様書等で記載内容に相違があるときは、仕様書等の記載内容が優先するものとする。
- 3 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、催告及び解除（以下「指示等」という。）は、書面によって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、売払人及び買受人は、指示等を口頭で行うことができるものとする。
- 4 売払人及び買受人は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 5 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、買受人の負担とする。

### (売払)

- 第2条 売払人は、頭書3に記載する売払物品を頭書2に記載する売払金額で買受人に売り払い、買受人は、これを買受けるものとする。

### (引渡し等)

- 第3条 売払人は、売払い金額の納入を確認後、売払物品を、頭書5に記載する場所で、買受人に引渡すものとする。
- 2 買受人は、売払物品の引渡し後遅滞なく、売払物品を引渡し場所から搬出するものとし、その費用は、買受人が負担するものとする。

### (所有権の移転)

- 第4条 売払物品の所有権は、引渡しをもって、売払人から買受人に移転するものとする。

### (売払代金の支払い)

- 第5条 買受人は、売払代金を、売払人の発行する納入通知書により、仕様書に定める日までに、売払人に支払うものとする。

### (遅延損害金の徴収)

- 第6条 買受人は、指定する期日までに売払代金が支払われなかった場合においては、買受人は、未払金額につき、遅延日数に応じこの契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した金額を遅延損害金として売払人に支払うものとする。

### (契約不適合責任)

- 第7条 この契約の締結後、買受人は、売払人に対し、引渡しを受けた売払物品について、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由とする履行の追完請求、売払代金の減額請求、損害賠償請求、契約の解除をすることができない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第8条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、売払人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、買受人は、売払金額（この契約締結後、売払金額に変更があった場合には、変更後の売払金額）の100分の20に相当する額を違約金として売払人の指定する期間内に売払人に支払わなければならない。この契約が履行された後においても、同様とする。

- (1) この契約に関し、買受人（第5号を適用する場合にあつては、「買受人」を「買受人に対しての売払物品の引渡者」に読み替える。以下第4号まで同じ。）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は買受人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が買受人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が買受人又は買受人が構成事業者である事業者団体（以下「買受人等」という。）に対して行われたときは、買受人等に対する命令で確定したものをいい、買受人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。各号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 納付命令又は排除措置命令により、買受人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) この契約に関し、買受人（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法第96条の3（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
  - (5) 読み替え後の前各号のいずれかに該当し、かつ、当該該当事項により買受人がこの契約において不当な利益を得たと売払人が認めるとき。
- 2 買受人が前項の違約金を売払人の指定する期間内に支払わないときは、買受人は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延損害金を売払人に支払わなければならない。
  - 3 第1項の規定は、売払人に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合においては、売払人が当該超過する金額の賠償を買受人に請求することを妨げる

ものではない。

- 4 第1項の規定に該当したことによりこの契約を解除された場合において、第11条の規定により違約金を支払うときにおいても、売払人が第1項の違約金の支払を買受人に請求することを妨げるものではない。

#### (契約の解除)

第9条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を催告なく解除することができる。

- (1) 買受人が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) この契約の締結又は履行について、買受人又はその従業員に不正の行為があったとき。
- (3) 売払人において買受人が、この契約を履行することができないと認めたとき。
- (4) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (5) 買受人（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員及び物品供給等の契約を締結する事業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、この契約の条項に違反したとき。

#### (契約解除時の対応)

第10条 売払人は、前条の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより買受人に損害が生じたときであっても、何ら賠償又は補償することを要しない。

#### (契約解除による違約金)

第11条 買受人は、第9条の規定により契約を解除されたときは、売払金額（この契約締結後、売払金額の変更があった場合には、変更後の売払金額）の100分の10に相当する額の違約金を売払人の定める期日までに納めなければならない。

(返還金等)

第12条 売払人は、第9条に規定する解除権を行使したときは、買受人が支払った売払代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 前項本文に規定する場合であっても、売払人は、買受人が負担した契約に要した一切の費用を負担しない。

3 第1項本文に規定する場合であっても、売払人は、買受人が支払った違約金又は売払物品に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。

(損害賠償)

第13条 買受人は、この契約に定める義務を履行しないために売払人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として売払人に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第14条 売払人は、第14条第1項の規定により売払代金を返還する場合において、前条の規定により買受人に対して損害賠償債権を有するときは、当該債権の全部又は一部と買受人の売払人に対する売払代金返還債権の全部又は一部とを対当額にて相殺することができる。

(暴力団の排除のための協力)

第15条 買受人は、この契約の遂行に当たり、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、売払人に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(規則等の遵守)

第16条 この契約書に定めるもののほか契約履行にあたっては、浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）及び関係法令を遵守しなければならない。

(協議)

第17条 この契約の定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、売払人と買受人とが協議の上、定めるものとする。

(雑則)

第18条 この契約の履行に関して売払人と買受人との間で用いる言語は、日本語とする。

2 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

3 この契約の履行に関して売払人と買受人との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

4 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、売払人の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

## 仕様書

### 1 有価物の重量及び純度

品名	重量	純度
金	1,794.65 g	99.99%
銀	5,804 g	99.99%
プラチナ	19.62 g	99.95%
パラジウム	1,853.23g	99.95%

2 納入方法 浜松市指定の納入通知書により市指定金融機関にて納入

3 納入期限 令和 5年 5月15日